

失業者の退職手当受給の流れ（道立学校・教育局等）

1 失業者の退職手当について

地方公務員は、一般的には雇用保険法の適用除外ですが、雇用保険法の適用があると仮定した場合の失業給付相当額が、退職時に支給された退職手当より多く、かつ退職後一定の期間失業状態にあるときは、その差額分が退職手当として支給されます。

2 失業者の退職手当受給の流れ

退職年月日から受給資格満了年月日までの期間内に、「失業状態」である場合、(1)～(4)を参照のうえ、受給手続きを行ってください。

なお、「失業状態」でない場合、書類の作成・提出は不要です。

「失業状態」とは

離職した方が、就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就けず、積極的に求職活動を行っている状態にあることをいいます。

(失業状態とはならない場合の例)

- 既に新たな就職先が決まっているとき
- 再就職する意思がないとき
(教員採用試験に備えて、学業に専念するため求職活動を行っていない)
- 病気やけがのために、すぐには就職できないとき
- 妊娠・出産・育児のため、すぐには就職できないとき
- 結婚などにより家事に専念し、すぐに就職することができないとき
- コロナウイルス感染の疑いのある症状がある場合やコロナウイルス感染防止の観点からハローワークへの来所を控える場合ですぐには就職することができないとき

なお、失業状態でないにも関わらず、虚偽の報告等により本手当を受給した場合は、返還命令等（最大で、受給した手当の3倍に相当する額）を行うこととなります。

(北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第14項・雇用保険法第10条の4第1項)

(1) 「失業者の退職手当受給資格票」を持参し、居住地の公共職業安定所に出頭し「求職の申込み」をしてください。

なお、「失業者の退職手当受給資格票」の持参前に、「失業者の退職手当受給資格票」の第1面⑥に住所、第2面⑦に日付と氏名を記入してください。



(2) (1)で指定された失業認定日に公共職業安定所へ出頭してください。

なお、出頭時には「失業者の退職手当受給資格票」と「失業者の退職手当支給申請書」を持参してください。

「失業者の退職手当支給申請書」には、所属庁（退職時の学校等）、住所、氏名欄の記入、押印をし、「失業者の退職手当受給資格票」の第1面⑧及び第2面⑭～⑯を参考に、退職年月日、待期日数、給付日数及び基本手当の日額欄を記入してください。

※懲戒免職や自己都合で退職した場合(任用期限満了を除く)は、雇用保険法第33条に規定する期間(1ヶ月以上3ヶ月以内の間で公共職業安定所長の定める期間)及び待期日数を経過した後にならないと手当が支給されません。



(3) 次の書類を教職員事務課あて送付してください。

- ア 「失業者の退職手当支給申請書」（公共職業安定所で失業の認定を受けた原本）
- イ 「失業者の退職手当受給資格票」（原本）
- ウ 「退職手当口座振替申出書」
- エ 預金通帳の写し（カナ名義、銀行名、支店名、口座番号が記載されているページ）

※送付・照会先は裏面の下部に記載しています。

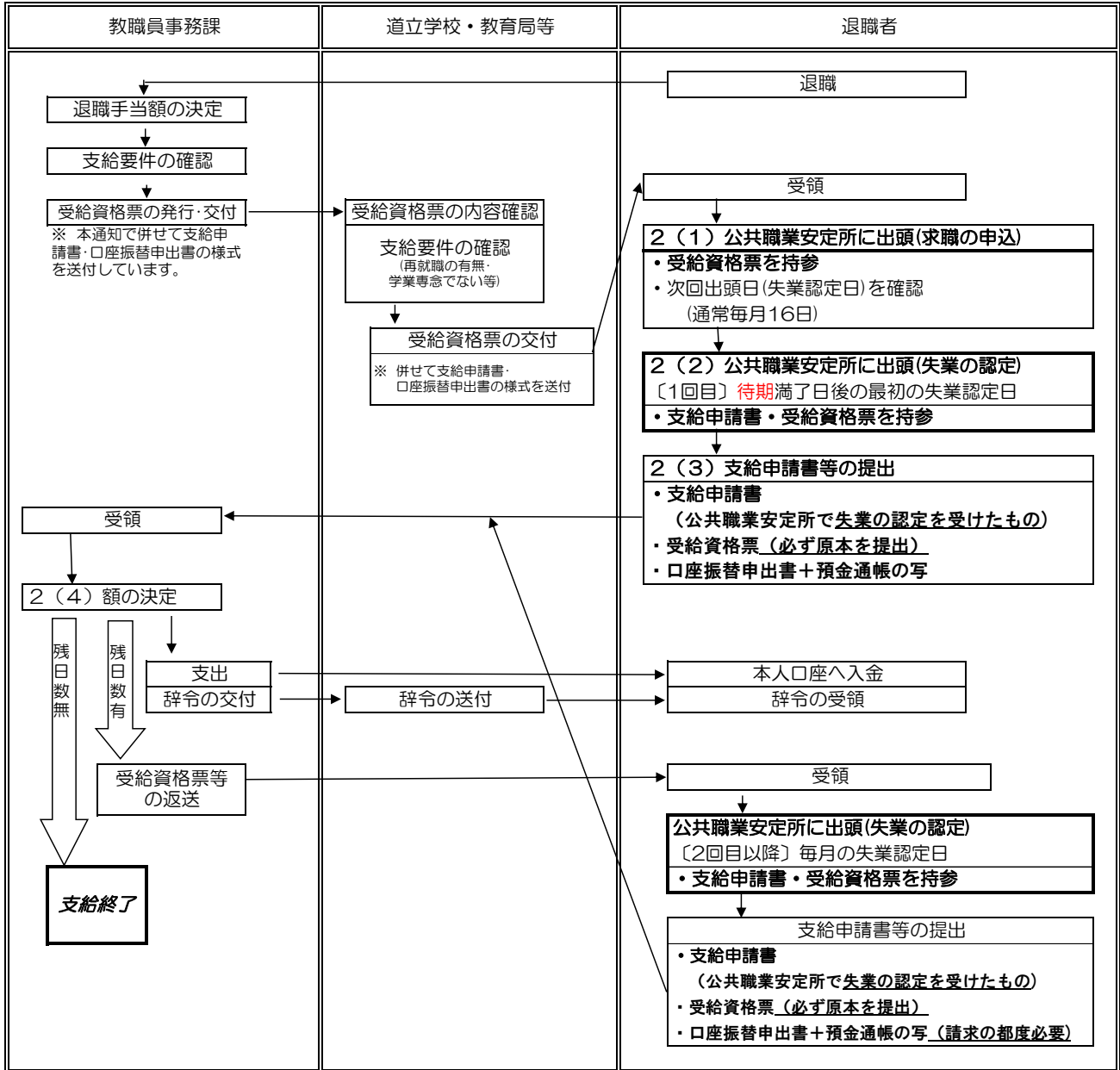


(4) 書類到着後概ね10日以内に、指定口座に退職手当を振り込みます。

なお、給付日数に残日数がある場合は、送付された「失業者の退職手当受給資格票」を返送しますので、再度、公共職業安定所で失業の認定を受ける際に、持参してください。

以後、給付期間終了までの間、毎月（２）～（４）までの手続きを繰り返します。

3 失業者の退職手当事務処理フロー



4 受給期限日までに、次の事項に該当する場合には、速やかに教職員事務課に連絡してください。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 妊娠、出産、育児やコロナウイルス感染防止等により職業に就くことができず、受給期間の延長を申請する場合
- (3) 雇用保険法に規定する公共職業訓練等を受けることになった場合
- (4) 公共職業安定所に出頭し求職の申込後、職業に就いた場合
- (5) 公共職業安定所に出頭し求職の申込後、疾病又は負傷のため職業に就くことができなくなった場合
- (6) (3) の職業訓練等を受けるために、受給資格者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合
- (7) 公共職業安定所の紹介により、広範囲の地域にわたり求職活動をする場合

5 書類の送付及び照会先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁教職員局教職員事務課 給与決定係

TEL 011-231-4111(内線35-918)